

未納税引取酒類の移入時の容器別明細書（未納税引取証明申請書の付属書）の記載要領

- 1 この明細書は、税務署長に未納税引取証明を申請する際に未納税引取証明申請書の「移入」欄に記載する内容の明細を記載し、当該申請書の付属書として用いてください。
- 2 酒税法第28条の3第8項《未納税引取》の規定により容器に施封されている酒類については、1輸送容器ごとにこの明細書に記載してください。
- 3 「容器の容量」欄には、輸送容器の種類（ドラム缶、タンクローリー等）及びその移出時の詰口数量を記載してください。

なお、輸送容器に特定の番号等が付されているときは、その番号等を併記してください。
- 4 「移入事績」欄の各欄には、次により1輸送容器ごとの受入事績を記載してください。
 - (1) 「重量測定」欄には、受入数量を重量により測定したときに記載してください。
 - (2) 「容量測定」欄の各欄には、次により受入数量を容量により測定したときに記載してください。
 - イ 「容量番号」欄には、容量を測定するため収容した容器番号を記載してください。
 - ロ 「深」欄には、容量を測定するため容器に収容したときの空積深又は入味深を記載してください。
 - ハ 「品温」欄には、容量を測定したときの品温を記載してください。
 - ニ 「換算数量」欄には、移入酒類が、例えば原料用アルコール等アルコール分45度を超える酒類であるときに、その受入数量を温度15℃のときの数量に換算した数量を記載してください。
 - (3) 「成分」欄には、受入容器数の20パーセント以上を抽出してその成分を測定し、その全部が移出時の成分と異ならないときはその他のものの成分の測定を省略し、他の場合には全容器について測定しそれぞれの測定した成分を記載してください。
- 5 「増減」の「数量」欄には、「容器の容量」欄に記載した詰口数量に対する「重量測定」の「換算数量」欄又は「容量測定」の「数量」欄若しくは「換算数量」欄に記載した数量の増減数量を記載してください。
- 6 「増減」の「アルコール分」及び「比重」の各欄には、移出時のアルコール分及び比重に対する「移入事績」の「成分」欄のアルコール分及び比重の増減を記載してください。
- 7 未納税引取証明申請書の記載要領の2、3、5の(3)並びに7は、この明細書の記載に当たって準用してください。